

社会福祉法人の認可について (通知)

平成8年3月29日

厚生省保健医療局長、厚生省社会・援護局長

厚生省老人保健福祉局長、厚生省児童家庭局長

標記については、昭和39年1月10日社発第15号社会局長・児童局長通知「社会福祉法人の認可について」により通知されているところであるが、今般、「規制緩和推進計画について」（平成7年3月31日閣議決定）により、社会福祉法人の設立に当たっての資産要件に係る規制を緩和することとされたことを受け、社会福祉法人の資産要件について、別添のとおり改正し、平成8年7月1日から施行することとされたので、今後、社会福祉法人にかかる認可及びその指導について遺憾のないようにされたく通知する。

【別添】

別紙1「社会福祉法人審査基準」を次のとおり改める。

第2-1を次のとおり改める。

1 資産の所有等

法人は、社会福祉事業を行うために直接必要な

すべての物件について所有権を有していること、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること、又は都市部等土地の取得が極めて困難な地域においては、不動産の一部に限り国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受けていることとして差し支えないこと。なお、国又は地方公共団体以外の者から貸与を受けている場合は、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記しなければならないこと。

第2-2-(1)中「1の(2)による」を「国又は地方公共団体から貸与又は使用許可を受けているものである」に改める。

第5-(4)中「なお、当分の間、これらの法人について、毎年7月15日までに、様式第5(1)(表面)の様式により、社会・援護局あて報告されたいこと。」を削る。

社会福祉法人の認可について (昭和39年1月10日社発第15号) 新旧対照表

現 行	改正後
別紙1 社会福祉法人審査基準 第1 (略) 第2 法人の資産 1 資産の所有等 (1) 法人は、社会福祉事業を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有していなければならないこと。 (2) (1)により難しい場合は、社会福祉事業を行うために必要な物件であって当該法人が所有権を有してい	別紙1 社会福祉法人審査基準 第1 (略) 第2 法人の資産 1 資産の所有等 法人は、社会福祉事業を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有していること、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること、又は都市部等土地の取得が極めて困難な地域においては、不動産の一部に限り国若しくは地方

現 行	改正後
<p>ないものについて、国又は地方公共団体から無償（国 有財産特別措置法施行令（昭和27年政令第264号） 第1条の2第1項各号に掲げる施設に該当した場合は、 無償若しくは減額）の貸与又は使用許可を受けてい なければならないこと。</p> <p>（3）（1）及び（2）により難い場合であつて、都市部等土 地の取得が極めて困難な地域において緊急に当該社会 福祉施設を整備する必要があるときは、不動産の一部 に限り国又は地方公共団体以外の者から貸与を受ける こととしても差し支えないが、この場合の借料は原則 として無償とし、その事業の存続に必要な期間の利用 権を設定し、かつ、これを登記しなければならないこ と。</p> <p>2 資産の区分（略）</p> <p>（1）基本財産</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 社会福祉施設を経営する法人にあつては、すべての 施設についてその施設の用に供する不動産は基本財 産としなければならないこと。ただし、すべての社会 福祉施設の用に供する不動産が1の（2）による場合にあ つては、100万円以上に相当する資産（現金、預金、確 実な有価証券又は不動産に限る。以下同じ。）を基本 財産として有していなければならないこと。</p> <p>ウ～オ（略）</p> <p>（2）～（3）（略）</p> <p>3（略）</p> <p>第3～第4（略）</p> <p>第5 その他</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>（4）毎年5月20日までに、都道府県知事が所管する 法人及び管内に主たる事務所がある厚生大臣の所管す る法人について、総数及び次の区分による法人数（毎 年3月31日現在）を社会・援護局あて報告されたい こと。</p> <p>ア 法人である社会福祉協議会の数（都道府県社会福 祉協議会及び市町村社会福祉協議会の内数を含む）</p> <p>イ 社会福祉事業団の数</p> <p>ウ 共同募金の数</p> <p>エ その他の法人の数</p> <p>なお、当分の間、これらの法人について、毎年7月 15日までに様式第5（1）（表面）の様式により、社会・ 援護局あて報告されたいこと。</p>	<p>公共団体以外の者から貸与を受けていることとして差 し支えないこと。なお、国又は地方公共団体以外の者 から貸与を受けている場合は、事業の存続に必要な期 間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記し なければならないこと。</p> <p>2 資産の区分（略）</p> <p>（1）基本財産</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 社会福祉施設を経営する法人にあつては、すべての 施設についてその施設の用に供する不動産は基本財 産としなければならないこと。ただし、すべての社会 福祉施設の用に供する不動産が国又は地方公共団体か ら貸与又は使用許可を受けているものである場合にあ つては、100万円以上に相当する資産（現金、預金、確 実な有価証券又は不動産に限る。以下同じ。）を基本 財産として有していなければならないこと。</p> <p>ウ～オ（略）</p> <p>（2）～（3）（略）</p> <p>3（略）</p> <p>第3～第4（略）</p> <p>第5 その他</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>（4）毎年5月20日までに、都道府県知事が所管する 法人及び管内に主たる事務所がある厚生大臣の所管す る法人について、総数及び次の区分による法人数（毎 年3月31日現在）を社会・援護局あて報告されたい こと。</p> <p>ア 法人である社会福祉協議会の数（都道府県社会福 祉協議会及び市町村社会福祉協議会の内数を含む）</p> <p>イ 社会福祉事業団の数</p> <p>ウ 共同募金の数</p> <p>エ その他の法人の数</p>